

改葬の許可申請について

墓地・埋葬等に関する法律により、すでに埋葬されている遺骨を別の形態のお墓に移動するには、改葬（お墓の引っ越し）の申請手続きが必要になります。

下記の事項を参考に申請して下さい。

【申請に必要な書類】

① 改葬許可申請書

※記載例を参考に、死亡者1名につき1枚ご用意ください。

② 死亡日が確認出来る書類（例：戸籍証明書、位牌の裏面）

※必ず、申請者全員の死亡日が分かる書類を揃えてください。

③ 身分証明書のコピー（免許証、マイナンバーカード、等）

〈郵送での申請の場合、以下の書類も追加でご用意ください。〉

④ 改葬許可手数料分の定額小為替

※死亡者1名につき200円分、郵便局で購入の上ご用意ください。

⑤ 返信用封筒

※返信先を記入し、切手も貼った状態で同封ください。

【申請の流れ】

① 上記の必要書類を揃え、環境保全課窓口で（郵送申請の場合は、郵送にて）申請。

② 環境保全課にて申請内容を審査し、許可書を発行。

※窓口申請：3～4日程度、郵送申請：約1週間、お時間を頂きます。

※時間に余裕を持った申請をお願いいたします。

③ 許可書発行の連絡が入ったら、窓口で手数料を支払い、許可書を受け取る。

※死亡者1名につき200円頂きます。

※郵送申請の場合、許可書は郵送にて返信いたします。

【関連事項】

○ 改葬許可書の申請は、親族以外でも「委任状」を提出すれば代理人申請が可能です。

○ 「墓地使用者（権利者）からの承諾」について

親族間のトラブルを防ぐため、既存墓地の使用者本人からの承諾を確認して下さい。

問い合わせ先・・・宮古島市役所 環境衛生局

環境保全課（TEL：0980-79-5283）